

平成30年 港区議会定例会及び予算・決算特別委員会における質問と回答

日付	会議名	回答者	質問内容	回答内容
3月1日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	港区の児童相談所が目指すあり方について	<p>区では、児童相談所を設置することにより、3つの意味で、子どもと家庭への切れ目のない支援を充実させることを目指しています。妊娠期から児童の自立までの子どもの成長過程において切れ目のない支援、子どもや家族の抱える問題の発生から解決までの切れ目のない支援、そして、学校や保育園、警察署、医療機関等の地域の関係機関が連携した切れ目のない支援です。</p> <p>これらの支援を進めるため、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターにおいては、子ども家庭支援センターが支援内容をコーディネートし、必要に応じ児童相談所や母子生活支援施設の専門性を発揮して、適切に対応していきます。同じ施設内で3施設が子どもと家庭の状況の変化や支援の方向性を随時直接に検討することで、早期に問題を発見し、深刻化を防いでまいります。</p>
3月1日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	人材育成について	<p>現在、子ども家庭支援センターには、児童相談所OBを非常勤として配置し、日常的に調査やアセスメントの指導を受けていますが、児童相談所だけが持つ権限行使については、職員を直接児童相談所に派遣して学ぶ必要があります。</p> <p>平成30年度は、8名の職員を、東京都と政令指定都市の児童相談所にも派遣する予定です。このうち、児童福祉司は、区の子どもの家庭支援の経験者で資格を持つ職員を既に4名派遣していますけれども、平成30年度はさらに2名派遣する予定です。児童心理司は、平成29年度、平成30年度と2名ずつ新規採用する予定ですが、平成30年度には、この4名全員を児童相談所に派遣する予定です。</p> <p>平成30年度は、そのほかに一時保護所や事務部門への職員派遣も予定していますが、平成33年度の児童相談所開設時に十分な人員配置となるよう、人材の確保、育成に努めてまいります。</p>
3月1日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	里親制度と特別養子縁組の推進について	<p>現在、子ども家庭支援センターでは、里親担当者を中心に啓発活動や学習会などを実施していますが、児童相談所開設後は、里親のリクルート、里親向け研修、里親と子どものマッチング、委託後の里親と里子への支援、そして、特別養子縁組の推進にも取り組んでいくこととなります。</p> <p>区の強みといたしましては、地域で多くの区民が支援者として既に派遣型保育やファミリー・サポートなどを担ってくださっていること、保健師訪問や養育支援訪問、ショートステイなど、養育に悩んだ際の支援体制が整備されていることです。</p> <p>(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、複合施設のメリットを生かして、里親家庭のさまざまな相談にワンストップで対応するとともに、里親啓発活動や研修、里親家庭の交流事業などを実施していく予定です。</p> <p>今後、里親で構成された東京養育家庭の会の皆さんや乳児院、児童養護施設とも連携し、里親家庭の実情を詳細に把握して、実効性のある里親制度、養子縁組制度の整備に努めてまいります。</p>
3月1日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	近隣住民向け説明会等での主な意見について	<p>平成29年12月の近隣向け説明会を2回開催いたしましたけれども、その内容と、そのほかにお問い合わせがあったり、電話などでご意見もいただいておりますので、その内容をご紹介します。</p> <p>子育て中の方からは、児童人口が増加している中、この場所に子どもと家庭のための新施設ができることに非常に期待しているというご意見、それから、青山地域に長くお住まいの方からは、近隣のつき合いが減ってきていると感じているので、ぜひこの施設を利用して、世代を超えた交流などが生まれるようになってほしいというご意見、それから、長年取り組んできた趣味などを若い子育て世代に伝える機会をこの中で持てればと思っているなどのご意見です。</p> <p>また、建物や周囲の道路、今後の工事などについては、やはり騒音や振動についてはできるだけ控えてほしいというご意見、また、道路が非常に周囲は狭いのですけれども、通学路でもあるので、工事期間から開設後を通して安全面への配慮を十分してほしいなどの強い意見をいただいております。</p>
3月1日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	地域との良好な結びつきについて	<p>青山地域は、古い歴史を背景に、地域を愛して関係を結んできた人たちの落ちついた暮らしと、そして、新しいまちの顔である飲食店、ファッションビルなどのにぎやかさが混在しています。中には、美術館や子どもの本の専門店、地方の文化を伝えるショップなどもあり、多様な文化が存在することが大きな魅力となっています。</p> <p>施設開設後、特に(仮称)港区子ども家庭総合支援センターにおいては、地域の多様な世代が交流する場や、子どもを中心にさまざまな文化を楽しむイベントなどを、内容に応じて地域のショップや住民の皆さんと相談しながら、ともに開催する経験を積み上げていくことが、施設と地域との良好な結びつきを築くことにつながっていくものと考えております。地域の皆様への施設事業の情報発信にも丁寧に取り組んでまいります。</p>
3月1日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	区民や関係機関に理解を広げる方策について	<p>区民の皆様向けには、平成30年度は新しい施設の役割や事業内容などを記載したリーフレットを作成して説明していく予定です。広報みなどや区ホームページなどにおいても、機能や事業についてわかりやすく周知してまいります。</p> <p>関係機関についてはすけれども、学校や地域の支援者、医療機関など、幅広い対象ですが、区の職員と一緒に既に今年度から勉強会を開催しております。今まで2回開催しておりますけれども、講師として学識経験者や元児童相談所長などをお迎えいたしまして、2月の開催時には100名以上の参加がありました。もう一度3月に開催するのですが、こちらも申し込みは100名を超えています。非常に関心が高く、これからも学んでいきたいという感想が多く寄せられています。このような事業を通して、これまで以上に強い連携体制を構築してまいります。</p>

3月9日	予算特別委員会	区長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの役割について	区は、本施設を子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設として整備することにより、区と地域が連携して問題の発生から解決まで切れ目なく支援し、児童虐待等の予防的的確な対応を強化することを目指しています。この役割を担うため、平成30年度は8名の職員を児童相談所に派遣するなど、専門職員の確保・育成に取り組めます。また、地域の関係機関向けには、勉強会を開催し、支援力の向上を図ってまいります。さらに児童養護施設、乳児院等との連携や里親の増員などに取り組み、子どもの権利と命を守る社会的養護体制を整備してまいります。
6月14日	第2回定例会	区長	地域との関わりについて	子ども家庭支援センターに子育て親子の交流の促進を図るため整備する多目的室は、子育て講座やイベント等の開催や地域の子育てグループの活動の場として、また、子ども家庭支援センターを利用する親子と地域の方々との世代間交流の場として利用していただけるものと考えております。加えて、地域の防災組織などの活動の場としての活用につきましては、関係者の方々の意見を聴きながら検討してまいります。
6月14日	第2回定例会	区長	児童相談所の一時保護所における学習体制について	一時保護は、子どもを安全に保護し、心身の状況を把握するために実施するものです。子どもの安全確保のため、在籍する学校に通学することができない場合があることから、一時保護所内で学習指導を行い、子どもの学が権利を保障する必要があります。新たな施設の一時的保護所では、年齢や抱える事情が異なる子どもの精神状況や学力に配慮しながら、学習指導員や一時保護所職員が、在籍校とも協力して学習内容を工夫し、子どもが安心して学べる学習体制を整備してまいります。
6月14日	第2回定例会	区長	職員の確保、育成について	区は、児童相談所の開設に必要な、児童福祉司、児童心理司、保健師などの職員の計画的な採用に取り組んでおり、既に心理職員を平成二十九年四月に二名、本年四月に二名採用し、準備を進めております。また、昨年度までに四名の職員を東京都に派遣し、本年度は、八名の職員を東京都、横浜市、福岡市の児童相談所に派遣するなど専門職員の育成も行ってまいります。引き続き、平成三十三年四月の開設に向け、職員の確保と人材育成に積極的に取り組んでまいります。
6月14日	第2回定例会	区長	地域、警察との連携協力について	港区に新たに設置する児童相談所では、これまで培ってきた、民生委員・児童委員や保育園、学校、保健所、警察、医療機関などの地域の関係機関との連携体制により、児童の状況の変化に応じた、迅速できめ細かな情報共有に基づく対応を行ってまいります。 また、児童相談所の役割である児童虐待の調査や一時保護、家庭復帰などの際にも、再発防止支援や親子関係再構築支援等を地域関係機関と連携し、実施してまいります。非行や児童虐待などの事件化の対応については、警察との連携が不可欠であることから、今後、情報の提供のあり方などについて、区内警察と十分に協議してまいります。
9月11日	第3回定例会	区長	児童相談所と警察や他区との児童虐待の情報共有について	新たに設置する児童相談所では、虐待通告受理後の子どもの安全確認や調査、一時保護、家庭復帰などの際に、これまで以上に警察と緊密に連携していくことが必要です。今後、港区における警察と児童相談所の情報共有のルールを定めるために、国が緊急対策で示した取り組みや東京都の連携実績を踏まえ、区内警察とともに詳細を検討してまいります。 また、自治体間においては、速やかで丁寧な情報提供を行うため、対面での引き継ぎや同行しての訪問などを実施するなど、途切れることのない援助を実施してまいります。
9月11日	第3回定例会	区長	警察との連携強化の方向性について	区は、児童相談所設置後の警察の知見の活用のために、子ども家庭支援センターに平成二十九年度から警視庁OBを虐待対応専門相談員として配置しております。また、区内警察署からは、港区要保護児童対策地域協議会の一員として、実務者会議や個別ケース検討会議に、少年係の警察官に出席をいただいております。児童相談所設置後は、虐待対応専門相談員の継続配置のほか、安全確認や立入調査、臨検・捜索などの合同研修を実施するなど、より強固な連携ができるよう、準備を進めてまいります。
9月26日	平成29年度決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	児童相談所設置に向けた東京都との協議状況について	現在、平成32年度に児童相談所を設置する予定の3区では、児童相談所設置計画について東京都による確認作業が行われており、業務の引き継ぎについても検討していく予定となっております。また、平成33年4月までに児童相談所を設置する予定の港区を含む6区と東京都では、本年5月に特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会を設置しまして、児童養護施設などに関する広域的な利用調整について検討を開始しています。 人材育成については、港区では既に東京都、横浜市、福岡市に合計8名の職員を派遣しておりますけれども、専門職員の育成については東京都への派遣が必要ことから、派遣研修枠の拡大も引き続き求めてまいります。 関連経費の東京都と区の財源調整については、都区財政調整協議において検討を開始しております。
9月26日	平成29年度決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	区が設置する児童相談所とNPO等との連携について	区が新たに設置する児童相談所では、その責務として、これまで区が行っていなかった養育里親への支援や養子縁組支援、養護施設出身者への支援などの実施が必要となります。こうした支援について、東京都ではNPOや社会福祉法人を活用しています。また、全国の児童相談所では、夜間・休日の相談や夜間における通告の際の安全確認などに、NPOや民間団体を活用している例もあります。区におきましても、今後、さまざまな専門機関との連携を検討していくこととなりますが、NPOや民間団体との連携にも積極的に取り組んでまいります。

9月26日	平成29年度決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	里親について	<p>里親への支援については、国が本年7月にガイドラインを策定しまして、里親のリクルートや子どもの委託前後の里親向け研修、子どもと里親のマッチング等における支援体制の強化策が示されました。区では、児童相談所設置を見据え、本年度からみんなと里親プロジェクトと名づけて、まずは多くの皆様に里親制度の存在を知っていただく取り組みを精力的に実施しております。今後、みなと区民まつりでの公益財団法人全国里親会と協働した周知活動、港区国際交流協会のイベントでの外国人家庭に向けてのPR、さらに啓発番組の作成や医療機関と連携した啓発活動なども予定しております。</p> <p>現在、港区にお住まいの養育家庭は8家庭で、4人のお子さんが委託されていますけれども、認知度や支援の不足が東京都と23区共通の課題となります。今後、乳児院等の社会的養護施設やNPOなどの活用を含め、里親制度の拡大と支援体制の充実について東京都とも連携して検討してまいります。</p>
11月29日	第4回定例会	区長	児童相談所を設置する意義について	<p>区が設置する児童相談所では、地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子どもの成長過程に応じて必要な支援を実施し、区民と顔が見える関係を築きながら、迅速かつ丁寧な支援を行ってまいります。また、区民が児童心理司や弁護士、医師などの専門相談を身近な場所で利用できることは、児童虐待などの未然防止にもつながります。さらに、一時保護や里親委託などの権限も区が持つこととなるため、虐待などの問題の予防から支援、社会的養護、家庭復帰まで、切れ目のない支援を実施してまいります。</p>
11月29日	第4回定例会	区長	複合施設にすることのメリットについて	<p>(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の三つの施設が、体育館や会議室、相談室、心理療養室などを共有し、施設を有効活用することができます。また、子ども家庭支援センターが実施する幅広い子ども・家庭支援サービスと、児童相談所の児童福祉司や児童心理司、弁護士、医師等による専門相談、母子生活支援施設の親子への生活支援機能を、必要に応じて相互に活用いたします。各施設は、子どもと家庭の状況に合わせ、情報を共有し、迅速な判断に基づき、連携のとれた切れ目のない支援を行ってまいります。</p>
11月30日	第4回定例会	区長	里親による養育を進めていくための取組について	<p>さまざまな事情から親と暮らすことができない子どもに家庭環境での養育を行う里親制度は、認知度が低いことが課題であると考えております。区は、これまでも東京都と連携し、より多くの方に制度を知っていただき、里親を拡大するために、地域イベントや体験発表会、広報番組などによる普及啓発活動を実施しており、今後も精力的に取り組んでまいります。児童相談所設置後は、里親の認定、研修、里親と子どものマッチングなどに区が責任を持ってかかわっていくことができるため、東京都や里親会、乳児院との調整など、現在、事業実施の準備を進めております。</p>
11月30日	第4回定例会	区長	児童相談所への弁護士の配置について	<p>複雑な対応を要するケースが増加する中、平成二十八年の児童福祉法改正で児童相談所への弁護士の配置が規定されました。区は、児童相談所への弁護士の配置について、現在も東京都児童相談所の協力弁護士や港法曹会所属の弁護士の指導を受けております。新たに設置する児童相談所においては、できるだけ日常的に弁護士と相談できる体制となるよう、弁護士の配置と勤務形態について検討してまいります。</p>
11月30日	第4回定例会	区長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの施設長に求められる能力について	<p>施設長には、子どもの権利を守る強い思いを持ち、児童相談所の責任者として専門業務を遂行する能力と幅広い知見を有し、新施設の機能や区の子育て支援策、地域ネットワークをフルに活用して子育て支援事業を総合的に展開する意欲と能力が必要であると考えております。そして、何より、港区を愛し、港区の子どもと家庭のために力を尽くす、情熱あふれる方がふさわしいと考えております。今後、開設に向け、適切な人選に取り組んでまいります。</p>
11月30日	第4回定例会	区長	児童相談所と区内警察署との連携について	<p>国は、本年七月に児童虐待防止の緊急対策として、虐待による外傷がある事案や子どもの安全が確認できない事案などについては、児童相談所と警察とが、必ず情報共有することを全国ルールとして決めました。東京都は、これを受け、九月に警視庁との協定を見直しています。区においても、今後、設置する児童相談所と警察との情報共有の協定締結を視野に、区内警察署とともに検討してまいります。</p>